



酒田市木造住宅耐震診断士派遣事業

地震等の災害から財産を守るために

市では、木造住宅耐震診断士を派遣し、地震が起きた場合の建物の耐震性を診断する事業を行います。
大地震による家屋倒壊から、生命や財産を守るために、住宅の耐震診断を受けましょう。

対象建築物	①対象区域は市内全域 ②平成12年5月31日以前に着工されたもの。 ③在来軸組工法、2×4工法による木造の一戸建ての住宅（床面積の2分の1を超える部分が自己の居住の用に供する併用住宅を含む）で、階数が2以下で床面積が500㎡以下のもの。 ※丸太組構法やプレハブ工法の木造建築物は対象外です。
申込みのできる方	・市内に住宅を所有している方 ・市税等の滞納のない方
耐震診断費用	本人負担：10,000円（図面なしの場合：13,000円）
申込み方法等	6月1日（水）より先着順の受付になります。 所定の申込み用紙に記入のうえ、市建築課まで提出してください。 派遣が決定しますと市から文書で日程等を連絡します。 なお、本人負担の10,000円（図面なしの場合は13,000円）は耐震診断決定後に市に支払うことになります。 提出書類 ・酒田市木造住宅耐震診断士派遣申請書 ・案内図、配置図、平面図等（所有する場合）
お問い合わせ先	酒田市建設部 建築課 確認審査係（市役所5階） TEL 0234-26-5749（直通）  ホームページ https://www.city.sakata.lg.jp/jyutaku/jyutaku/taishin/jyutaku_shindanshi_h.html ▲酒田市耐震診断士派遣事業（酒田市HP）

●耐震改修工事をお考えの方は、下記の制度も利用できます。

耐震改修補助内容	●木造住宅の耐震改修工事に補助制度があります。 【耐震改修工事をする場合】 補助金額：工事費用の2分の1の額以内で、 上部構造評点1.0以上の場合 上限80万円 0.7以上の場合 上限40万円 【防災ベッド、耐震シェルターの設置をする場合】 補助金額：工事費用の2分の1の額以内で、 上限10万円  ▲酒田市木造住宅耐震改修支援事業（酒田市HP）
----------	---